京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
発行所　京　都　府
政策法務課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所　中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目　次

告　示

ページ

○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の変更（高齢者支援課）855

○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託（林業振興課）856

○基本測量の実施（用地課）〃

○公共測量の実施（〃）〃

公　告

○一般競争入札の実施（入札課）〃

○土地改良区役員の就任届（山城広域振興局）859

選挙管理委員会

○公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程　〃

監査委員

○令和４年度に執行した監査の結果に基づき講じられた措置　860

告　示

京都府告示第597号

介護保険法（平成９年法律第123号）第24条の２第１項に規定する指定市町村事務受託法人から、次のとおり変更の届出があった。

令和５年12月５日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

<table>
<tr><th colspan="2">事務所の名称及び所在地</th><th colspan="2">指定申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名</th><th>変更年月日</th><th>受託事務の種類</th><th>居宅サービス等の提供の有無</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">社会福祉法人福知山市社会福祉協議会
福知山市字内記10の18</td><td>新</td><td>社会福祉法人福知山市社会福祉協議会
福知山市字内記10の18
会長　夜久　豊基</td><td rowspan="2">令
5. 5. 1</td><td rowspan="2">要介護認定調査事務</td><td rowspan="2">有</td></tr>
<tr><td>旧</td><td>社会福祉法人福知山市社会福祉協議会
福知山市字内記10の18
会長　浅尾　勝次</td></tr>
<tr><td>新</td><td>社会福祉法人福知山市社会福祉協議会三和支所
福知山市三和町千束375</td><td colspan="2" rowspan="2">〃</td><td rowspan="2">〃</td><td rowspan="2">〃</td><td rowspan="2">〃</td></tr>
<tr><td>旧</td><td>社会福祉法人福知山市社会福祉協議会三和支所
福知山市三和町千束515</td></tr>
</table>

京都府告示第598号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定により、搬出材売払代金の徴収事務を令和５年11月22日から次の者に委託した。

令和５年12月５日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

受託者　福知山市字立原８番地の２
伊東木材株式会社

京都府告示第599号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第１項の規定により、次のとおり基本測量を実施する旨国土交通省国土地理院長から通知があった。

令和５年12月５日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

１　測量の地域
舞鶴市、亀岡市、木津川市及び相楽郡精華町の一部
２　測量の期間
令和５年12月１日から令和６年３月31日まで
３　測量の種類
基本測量（土地条件データ作成）

京都府告示第600号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都地方法務局長から通知があった。

令和５年12月５日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

１　測量の地域
京都市右京区西京極南方町、西京極芝ノ下町及び西京極前田町の全部並びに西京極西池田町、西京極堤外町、西京極郡醍醐田町、西京極北裏町、西京極西川町、西京極中町、西京極佃田町、西京極中沢町、西京極東向河原町、西京極橋詰町及び西京極東町の一部
２　測量の期間
令和５年11月17日から令和６年２月29日まで
３　測量の種類
公共測量（４級基準点測量）

京都府告示第601号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である独立行政法人都市再生機構西日本支社長から通知があった。

令和５年12月５日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

１　測量の地域
京都市西京区大枝西新林４丁目地区の一部
２　測量の期間
令和５年11月20日から令和６年３月４日まで
３　測量の種類
公共測量（４点基準点測量）

京都府告示第602号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である独立行政法人都市再生機構西日本支社長から通知があった。

令和５年12月５日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

１　測量の地域
京都市西京区大原野東境谷町１丁目地区の一部
２　測量の期間
令和５年11月20日から令和６年３月11日まで
３　測量の種類
公共測量（４点基準点測量）

公　　　告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定に

より、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第４条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和５年12月５日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

1　入札に付する事項

⑴　調達の名称及び数量

京都府立学校等で使用する電力調達　一式

⑵　調達物品の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

⑶　調達期間

仕様書のとおり

⑷　調達施設

京都府立学校等

2　契約条項を示す場所等

⑴　契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号（075）414-5429

ファクシミリ番号（075）414-5450

⑵　入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア　交付期間

令和５年12月５日（火）から令和５年12月19日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前８時30分から午後５時15分まで（正午から午後１時までの間を除く。）とする。

イ　入手方法

(ア)　原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ)　やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、⑴の組織に問い合わせの上、入手すること。

3　入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和５年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和５年京都府告示第１号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「燃料類」―小分類「電力」

⑶　４の⑴で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

⑷　「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」第６条第１項の規定により、令和５年度入札分に係る「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出した小売電気事業者のうち、判定結果が「適合」の通知を受けた者であること。

⑸　電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条の２の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

⑹　入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

⑺　適正な電力供給のための体制が確立されており、需給約款等が整備されている者であること。

4　入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑴　提出期間

２の⑵のアに同じ。

⑵　提出方法

ア　電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、⑴の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。

イ　電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、⑴の期間内に、２の⑴の場所に申請書等を持参又は郵送（⑴の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

⑶　確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

⑷　その他

ア　申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ　３の⑵の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア)　資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

２の⑴に同じ。

(イ)　提出書類

原則として、京都府ホームページ（http://

www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html）からダウンロードすること。

(ウ)　提出期限

令和５年12月８日（金）午後５時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

ウ　３の(4)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア)　「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出場所及び問合せ先

〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課企画調整係

電話番号（075）414-4654

(イ)　提出書類

原則として、「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針について」のホームページ（https://www.pref.kyoto.jp/energy/kankyohairyo2023.html）からダウンロードすること。

(ウ)　提出期限

令和５年12月８日（金）午後５時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5　入札手続等

(1)　入札期間及び開札の日時等

ア　電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和６年１月９日（火）午前８時30分から午後５時15分まで及び令和６年１月10日（水）午前８時30分から午前10時まで

イ　郵送による場合の入札書の提出期限

令和６年１月９日（火）午後５時

ウ　持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア)　提出先

〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ)　その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ　開札日時

令和６年１月10日（水）午前10時15分

(2)　入札の方法

ア　電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ　紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ　契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。

エ　落札の決定は、ウによる単価に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の積算については、入札説明書において指定する。

オ　再度入札については、入札説明書において指定する。

(3)　入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、１の(1)に示す「京都府立学校等で使用する電力調達　一式」の総額（税抜き）の金額とし、電力調達に要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（電気料金の総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4)　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　３に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ　申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ　入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ　同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のＩＤ又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札

カ　電子調達システムの使用に当たり、他人のＩＤ又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ　その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク　入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ　入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ　金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

サ　氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者

のした入札

(5)　落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第６号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が２人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6)　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7)　契約書作成の要否

要する。

6　入札保証金

免除する。

7　違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の５相当額の違約金を徴収する。

8　契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第２項各号に該当する場合は、免除する。

9　その他

(1)　１から８までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2)　詳細は、入札説明書による。

(3)　電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4)　システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5)　この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成８年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10　Summary

(1)　The nature and quantity of the product to be purchased

Supply of electricity for the Kyoto Prefectural schools, etc.

(2)　Bidding method

Electronic bidding system

(3)　Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM on Tuesday December 5, 2023 to 5:15 PM on Tuesday December 19, 2023

(4)　The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Tuesday January 9, 2024 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Wednesday January 10, 2024

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5)　Deadline for tender by direct delivery or mail

5:00 PM on Tuesday January 9, 2024

(6)　The time, date and place for the opening of tender

10:15 AM on Wednesday January 10, 2024

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7)　Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan

TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450

城陽市青谷土地改良区の役員の就任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり就任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和５年12月５日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

就任役員（監事）

住　　所	氏　　名
城陽市奈島久保野14の２	有　田　和　美

選挙管理委員会

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和５年12月５日
京都府選挙管理委員会
委員長　坪　内　　正　一

京都府選挙管理委員会規程第10号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程（昭和40年京都府選挙管理委員会規程第１号）の一部を次のように改正する。
別表１医療法人弘正会西京都病院の項中「医療法人弘正会」を「医療法人京都翔医会」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

監　査　委　員

５年監査公表第10号

令和４年度に執行した監査の結果（令和５年３月28日の監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和５年12月５日
京都府監査委員　四　方　　源太郎
同　　田　中　　美貴子
同　　森　　　　敏　行
同　　橋　本　　幸　三

定　期　監　査
監査の結果
【部局別】
⑴　総務部
①　政策法務課
（要望）
府における補助事業について、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入税額控除の取扱いの統一を要望するもの
（措置の内容）
消費税の仕入税額控除を行うことにより補助事業者が負担しないこととなった消費税相当額について補助金を受けたこととなるときは、当該補助事業者に対し相当分の返還を求める必要があるところ、その返還を求めるためには、契約上の条件・負担としての効力が生じるような措置を講じておく必要がある。
そこで、要望を踏まえ、補助事業の性質等に応じた規定例を作成し、庁内に周知を行った。
②　財政課
（要望）
公用車に係るＥＴＣマイレージサービスの登録等の注意喚起を要望するもの
（措置の内容）
全庁的な経費の一層の節減に努めるよう、ＥＴＣマイレージサービスへの登録を始めとする各種割引・還元サービスの活用等について、令和５年４月に全部局に対し通知し、注意喚起を行った。
⑵　商工労働観光部
京都高等技術専門校
（指摘）
見積書の金額を訂正し、採用決定していたもの
（措置の内容）
監査終了後、直ちに校内で指摘事項を共有し、見積書等の内容を職員が訂正することについては厳に慎むよう、また、相手方に訂正等を求め難い場合等は、相手方に確認した内容をしっかり記録しておくよう、職員会議で所属内全職員に対し周知徹底を図り、同様の事例がないことを全件確認した。
今後は、発注数量の増減など仕様を変更する場合は、直ちに相手方に事情を伝えて仕様の変更に応じた見積書を徴取することとし、会計規則等に基づく契約事務の適正な執行を行うよう、支出負担行為の伺いを複数人に回付するなど、職員の相互チェック体制の強化に努め、再発防止を徹底することとした。
⑶　広域振興局
①　南丹保健所
（指摘）
生活保護費返還金に係る債権管理が不適切なもの
（措置の内容）
監査終了後、他に時効が完成している債権がないか確認した。その上で、既に時効が完成した債権については、制度所管課と調整の上、令和４年度に不納欠損処分を行った。
今後は遅滞なく初回督促を行うとともに滞納整理票への記録を徹底するほか、催告強化期間を中心に催告を行い、未収金の回収に努めるなど適切な債権管理を徹底し、再発防止を図ることとした。
②　中丹広域振興局（綾部）
（指摘）
補助金を過大交付していたもの
（措置の内容）
監査終了後、直ちに補助金の返還処理を行い、令和５年３月に収納を確認するとともに、

所内で指摘事項を共有した。

その後、令和５年度の補助事業において、すべての事業者を対象として補助対象経費は消費税抜きの金額とする内容に実施要領が改正された。

今後は、申請者の要件や補助金算出方法について、複数職員で確認し、再発防止を徹底することとした。

③　丹後保健所

（指摘）

生活保護費返還金に係る債権管理が不適切なもの

（措置の内容）

監査終了後、他に時効が完成している債権がないか確認した。その上で、既に時効が完成した債権については、制度所管課と調整の上、令和４年度に不納欠損処分を行った。

今後は、債権管理について債権毎の状況を所内で情報共有するとともに、催告強化期間を中心に催告を行い、債務承認等で時効更新を行うなど適切な債権管理を徹底し、再発防止を図ることとした。